

令和7年4月1日から介護保険認定関係情報の 「提供依頼書」と依頼方法が変わります

4月から、情報提供の依頼方法等が以下のとおり変更となります。

主な変更点

1. 「情報提供依頼書」の「押印」「性別欄」「委任状（本人の署名・押印）」がなくなり、様式が変更となります。
※当分の間は旧様式でも受け付けいたします。
 2. 被保険者と介護サービスの提供に係る契約をしている事業者が請求する場合で、
「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」または「施設入退所連絡票」を提出されていない場合は、被保険者と介護サービスを提供することを証する書類（契約書など）の写しが必要となります。
 3. 特別養護老人ホームの入所参考資料のため、同居していない親族等が申請する場合は、依頼者本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）と委任状が必要となります。
- ※ 介護保険認定関係情報の写しの交付等ができる日については、以下のとおり変更となります。

令和7年3月31日まで	令和7年4月1日以降
認定日の 2営業日 以降	認定日の 翌営業日 以降

介護保険認定関係情報提供について

情報提供を依頼される方は、以下を必ずご確認ください。

情報提供の依頼をできる方

- 1 被保険者 及び 被保険者の親族（同居親族）
- 2 被保険者の法定代理人
- 3 被保険者と介護サービスの提供にかかる契約を締結している事業者
- 4 被保険者の委任を受けた者

添付書類

上記 1～4 の依頼者によって添付書類が異なります。

- 1 依頼者本人を確認できるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 2 依頼者本人を確認できるもの 及び 成年後見人登記事項証明書
- 3 依頼者本人を確認できるもの（介護支援専門員証など）及び 契約書などの写し
※「居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書」を提出されていない場合は、被保険者と介護サービスを提供することを証する書類（契約書など）の写しが必要です。
（居宅の届出または施設入退所連絡票を提出している場合は契約書などの写しは不要です。）
- 4 依頼者本人を確認できるもの 及び 委任状
※本人が字を書くことが難しい場合は、委任状の代わりに請求時に有効な介護保険被保険者証を提示ください。

依頼方法

「介護保険認定関係情報提供依頼書」に必要事項を記入し、高齢者介護課までご提出ください。
※写しは1枚につき10円をいただいています。

郵送で依頼する場合

依頼書と一緒に、以下のものを同封して、高齢者介護課あてに郵送してください。

- ① 本人を確認できるもの（マイナンバーカード（表面）または運転免許証など）のコピー
- ② 各依頼者の必要な添付書類のコピー
- ③ 返信用封筒（切手貼付、返送先の住所・氏名を記入）
- ④ 金額分の切手（写し1枚につき10円）